

# 令和6年度いじめ防止基本方針

伊佐市立大口東小学校

## 1 はじめに

いじめは、いつでも、どこでも、どの児童にでも起こり得るものであり、すべての児童が被害者と加害者の両方になり得るといった危険性をもはらんでいる。また、いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利及び基本的人権等を著しく侵害し、心身の健全な成長を阻害し、人格の形成等に甚大かつ重大な危険を生じさせるものである。

これを踏まえ、「いじめは絶対に許さない」、「いじめはどの学校でも起こり得る」ことを念頭に置き、「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」、「いじめへの早急な対処措置」について、大口東小学校としての共通理解を図り、組織的に対応していく。いじめがなく、常に安心して生活することができる学校の実現と維持のために、いじめ防止に係る取組を、定期的に振り返りながら改善を加えていくようにする。

特に、いじめの未然防止と早期発見に重点的に取り組んでいくと共に、いじめが発生してしまった際には、児童の尊厳を最大に重視し、教育委員会や地域、家庭、児童相談所等の関係機関と連携を図り、いじめ根絶に向けて、早急に、組織をあげて全力で適切な対処に取り組んでいく。

### いじめ防止対策推進法の概要

#### (目的)

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### (基本理念)

第三条 1 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

#### (いじめの禁止)

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

## 2 いじめの定義と本校の基本認識

### 鹿児島県教育委員会発行「いじめ対策必携」による「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における定義

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(注1)「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

(注2)「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

(注3)「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注4)「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

- ① 教職員が、いじめの情報を抱え込み、学校内で情報共有しないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反し得る。
- ② 「いじめは人間として絶対に許さない」、「いじめを見過ごさない」という雰囲気为学校全体に醸成する。
- ③ 全教育活動を通して、児童の社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ④ 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ⑤ いじめの早期発見のために、児童の発する小さなサインを見逃さずに、教職員間で積極的な情報交換を行ったり、保護者や関係者からの幅広い情報収集に努めたりする。
- ⑥ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑦ いじめが発生した場合、学校と家庭が協力して事後指導にあたる。

## 3 いじめ解消の定義

- ① いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。
- ② 被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットトラブルも含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月の期間継続している。
- ③ 被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められる。被害児童及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- ④ いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

## 4 いじめ防止のための取組

### (1) 基本的な考え方

いじめの未然防止といじめを許さない学校づくりを最重要の取組とし、日々の充実した学習の中で子供たちの心と感性を育むとともに、日常的に児童の自己有用感を高め、自尊感情を育む。

### (2) 教職員による指導

- 校内研修の確立と情報共有の場の確立及び児童への指導の徹底

- いじめを許さない体制の確立と児童への周知
- いじめのサインの共通理解
- 日常的な「分かる・できる授業」の実践と児童理解による教育活動の精選
- 教職員による自身の指導の振り返り
- 学級経営を中心にした児童の活躍の場づくり，居場所づくり，絆づくり，称賛
- 道徳の時間を中心とする全教育活動を通じた心の教育に関する指導
- 「考え，議論する」道徳教育の推進
- 社会体験や体験活動の推進と充実
- 異学年，異世代との交流の推進 他

### (3) 児童に培う力

- 自己有用感を伴った自尊感情の育成
- 規律ある学校生活を通じた規範意識の高揚，正しいことが分かる善悪の判断力
- 美しいものを美しいと感じる素直な心，みずみずしい感性
- 他者とのちがいを正しく認識できる力，他者のよいところを理解し，認め合える力
- 他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操
- 未知なるもの，新たな課題に試行錯誤しながら進んでチャレンジする力
- 失敗しても何度も粘り強く取り組む力，互いに励まし合おうとする態度
- 他者とのコミュニケーションを図る力とストレスに適切に対処できる力

#### 具体的取組

- ・ 児童一人一人に対する理解の推進と一人一人の活躍の場の設定（学級経営の充実）
- ・ 向上させるべき力を明らかにした「分かる授業」実践（適切なめあての設定と確実なまとめ）
- ・ 学習における交流の場（高め合い，深め合いの場）の設定と学習や行動をふり返る場の設定
- ・ 読書活動の推進
- ・ 児童の成果への即時かつ具体的評価（プラスのコメント，意図的なKR情報等）
- ・ 児童の個性を認め合う場の設定
- ・ ソーシャルスキル及びコミュニケーションスキルの育成
- ・ 成長に応じためざす子供像の周知と規範意識，善悪の判断力等の育成
- ・ 地域に根ざした価値ある豊かな体験活動の設定

### (4) いじめ防止及び早期発見と対応に向けた組織と具体的な取組

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うために，下記の「いじめの防止対策会議」を置く。

#### 「いじめの防止対策会議」（いじめ防止対策推進法第22条に基づく組織）

- 校内組織：校長・教頭・生徒指導委員（教務主任・生徒指導主任・保健主任・養護教諭・道徳教育推進教師）・その他必要に応じた職員（特別支援教育支援員等）・加害児童担任及び被害児童担任
- 校外関係者：P T A理事・地区民生児童委員：主に，情報提供等で（事案により，コミュニティ会長，学校評議委員，S C，S S W 等）

#### 【具体的な取組】

- 本校のいじめ防止基本方針の見直し，改定
- いじめ防止基本方針に沿った実践と検証
- 校内研修の企画・運営
- いじめに係る情報収集
- いじめ発生に係る全職員への情報提供
- いじめの状況についての報告
- 学校評価にいじめ防止の項目を位置付け，児童・保護者・教職員による学校評価の実施

### (5) 児童の主体的な取組

- 児童会を中心として、縦割班活動を充実させる。
- 高学年を中心に、道徳の時間や特別活動を通して、いじめ防止活動を積極的に推進する。

### (6) 家庭や地域との連携

- いじめ防止基本方針の周知を行う。
- 適時又は随時、学級PTA等での話し合いを行う。
- 学校応援団の交通安全ボランティアや外部組織をはじめとする関係機関との連絡と報告を励行する。(学校評議委員会との連動)

## 5 早期発見の在り方と取組～起こる前の手立てを最優先に～

### (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気を醸成する。

- ① 心の教育の日  
年1回、全ての学級で道徳の授業(命、いじめ等に関する内容)を行い、保護者や地域の方々と心の教育について考える。
- ② いじめ問題を考える週間  
毎学期はじめに「いじめ問題を考える週間」を位置付け、アンケート調査、標語作成、職員による講話等を実施する。
- ③ キャッチフレーズの具現化  
「あいさつ運動の拡大、親子読書の推進、ノーメディアデーの取組、運動の生活化等に取り組む。

### (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

- ① 一人一人が活躍できる学習活動
  - ・ユニバーサルデザインを意識した授業の推進
  - ・縦割班(異学年交流)活動の充実
  - ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ② 人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動  
学級活動等でソーシャルスキルトレーニングを行い、自分と他者とは思いや考えが違うことに気付かせながら、認められる安心感の中で自尊感情を育み、楽しく充実した学校生活を送ることができるようにする。
- ③ 人とつながる喜びを味わう体験活動  
友だちと分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション能力を育成する。

### (3) いじめの早期発見のために

- ① 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り、丁寧な観察の継続を通して、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付ける。そのために、「学校におけるいじめられている子供の出すサイン」一覧を念頭に置き、すぐにチェックできるようにしておく。
- ② 様子の変化を敏感に読み取り、おかしいと感じた児童がいる場合には、連絡会や生徒指導の会等の場において気付いたことを共有し、全職員で当該児童を見守る。
- ③ 「学校楽しいーと」や「いじめに関するアンケート」を行い、児童の悩みや人間関係を把握するとともに、児童の思いを十分に受け止め、全職員で共有する。
- ④ 計画的な教育相談やチャンス相談の充実を図る。
- ⑤ 家庭と協力して早期発見に努める。

#### (4) 早期発見に係る組織

##### 【家庭でのいじめのサイン例】

- 登校渋り
- 転校の希望
- 外出の回避
- 感情の起伏の顕著化
- 教師や友だちへの批判増加
- 隠し事の発覚
- 家庭でのお金の紛失
- 荒くなる金遣い
- 長時間の長電話や過度に丁寧な対応
- 衣服の不必要な汚れ
- 体への傷やいたずらの痕跡
- 保護者来校の拒絶
- 過度なネットへの対応
- 等

##### 【地域で見られるいじめのサイン例】

- 登下校中に特定児童が、他の児童の荷物等を過度に持つ。
- 一人だけ離れて登下校している。
- 故意に遅れて登校している。
- 地域の公園や道路、空き地等に一人でポツンとしている。
- 公園や空き地等で、一人の子を何人かで取り囲み言い合ったり、こづいたりしている。
- コンビニや地区の商店等で、物品や飲食料をおごらされている。

##### 教職員間の情報交換

- ・ こまめな不断の情報交換、特に学年間の情報交換を重視
- ・ 職員会議や打合せでの児童の情報交換
- ・ 保健室からの情報提供とその共有
- ・ 児童からの情報の活用

##### 教育相談体制

- ・ 心配される児童への定期的な相談の実施
- ・ 相談体制の確立と教頭をはじめとする担当への報告、連絡、相談の徹底

##### 特別支援教育コーディネーター

- ・ 児童の実態把握と適切な支援への助言
- ・ 支援が必要となる児童への個別の対応体制づくり

##### 保護者からの訴えに係る窓口の一本化

- ・ 教頭、教務を窓口として、いじめの通報や情報に対応
- ・ 全教職員への報告と周知

#### 6 いじめに対する具体的な措置～早期かつ即時対応&組織的対応～

##### 【独自の判断は禁物！素早く対応】

「様子を見よう」「悪ふざけだろう」「単なるけんかだろう」…の考えは捨てる。

- 「いじめは絶対に許されないもの」との認識に立つ。
- 「早期かつ即時対応」と「組織的対応」の認識に立つ。
- 「いじめられている子供の側に立つ」ことを大前提にして判断する。
- 「小さな芽を小さいうちに摘む」ことを重視する。

##### (1) いじめの早期解決のために

- ① いじめ問題を発見したときには、認知した職員だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をして、いじめ問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。また、児童や保護者の声に対して誠実に向き合うとともに、迅速かつ的確に対応する。
- ③ 周りではやし立てる児童や傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを理解させる。
- ④ 学校内だけでなく、各種団体や専門家と協力して解決にあたる。場合によっては、警察等の協力や出席停止措置を講じる。
- ⑤ 関係する児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携を図り、問題の改善・解決にあたる。

## (2) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ① いじめ問題が発生した場合、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。決して学校内だけで問題解決及び改善を推し進めることがないように配慮する。
- ② 24時間電話相談「かごしま教育ホットライン24」の周知を図るとともに、相談窓口の利用も検討する。

## 7 ネット上のいじめへの対応

### 【ネットいじめへの対応】

- ネット上に本校及び本校児童に係る不適切な書き込み等（名誉棄損，プライバシー侵害，誹謗中傷等）を発見した場合は，直ちに削除する措置をとる。その際は，法務局等の協力を求める。児童の生命や財産等に重大な被害が生じる恐れがあるときは，直ちに伊佐警察署に通報し，適切な支援を求める。町教育委員会に報告するとともに，市内小中学校にも連絡する。
- 情報セキュリティポリシーに係る学習会を，児童と保護者に実施し，情報モラル教育を進める。児童に対しては，総合単元的な心の学習を通して，保護者に対しては，PTAと連携して，最新のネット社会の現状と課題を伝えていくようにする。

### (1) 児童，保護者への対応

- ① 「ネット上のいじめ」により，命に関わる深刻な問題が発生していることを伝える。
- ② スマホ，携帯電話を利用する際のルール，マナーについての啓発を図る。
- ③ 情報モラルに関する指導を教育課程に位置付け，計画的な取組を行う。
- ④ 親子でスマホ，携帯電話の必要性や，家庭内のルールなどについてきちんと話し合ってもらおう。
- ⑤ フィルタリングを設定したりするなどの，保護者の責務について啓発する。

## 8 教育相談体制と生徒指導体制について

### (1) 教育相談の基本的な考え方と活動計画

- 児童へのアンケート等による日頃からの情報収集に努める。
- 本校のいじめの防止対策会議への引継を行うとともに，定期的な情報の報告を行う。（報告窓口：教頭，教務→生徒指導主任へ）
- 日頃の学習や学校生活の充実を第一に考える。
- 発見した問題案件に，即時に対応する。また，全職員に案件を周知する。
- 問題案件が解決された際は，その終息及び今後のケア等について全職員で確認する。
  - ・ 職員会議，毎週の打合せ，臨時の職員集会等を活用
  - ・ 事案により，校長，教頭，生徒指導主任等から報告
- いじめ防止といじめ対応に係る研修機会を，年間計画の中に定期的に位置付ける。
- 児童の道徳性や道徳的な実践力の向上に係る研修を大切にする。
- 児童に対しては，自分の学校生活を振り返って，定期的に学習や学校生活における心の在り様を中心にアンケート調査を行うようにする。その際は，分かりやすい設問の設定を心がける。
- 保護者に対しては，授業参観や学校行事等の来校時にアンケート調査を行うなど，定期的な評価を位置付け，広く，こまめに情報を得るようにする。
- アンケートや学校評価等を通して得た情報の中で，緊急性のある事案については即時に対応し，改善を図っていく。
- 教職員に対しては，日々の教育実践と児童への向き合い方について聞き，課題となる事項をとらえ，改善に取り組めるようにする。
- 教職員が児童と向き合い，いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにす

るため校務の簡素化に努める。また、特定の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌の適正化を図り、組織としての体制を整える。

- 鹿児島県教育委員会が発行している「いじめ対策必携」をいつでも活用できるよう、随時促していく。

◇ 情報共有のための様式

いじめ発見時 報告書		
1	発生日時（確認日時）	令和 年 月 日（月 日）
2	発生場所（確認場所）	（ ）
3	被害 児童	年組・氏名・性別 年 組（ ）（男・女）
		思いや発言の内容
4	加害 児童	年組・氏名・性別 年 組（ ）（男・女）
		集 団（連帯者名）
		思いや発言の内容
5	内容・状況（聞き取り内容）	【きっかけ・具体的状況・継続の有無 等】
6	情報受信者	

いじめ対応 事実確認書		
1	発生日時（確認日時）	令和 年 月 日（月 日）
2	発生場所（確認場所）	（ ）
3	被害児童 年組・氏名・性別	年 組（ ）（男・女）
4	加害児童 年組・氏名・性別	年 組（ ）（男・女）
5	いじめの内容・具体的状況	
6	いじめの動機やきっかけ	
7	被害児童・加害児童の環境	【家庭環境，生活環境（習い事等）】
8	被害児童・加害児童の特性	【日頃の行動，言動，交友関係等】
9	周辺児童からの情報	
10	保護者との連携	【情報共有の状況 等】
11	その他	